

物 件 調 書

土地	所 在 地	北牟婁郡紀北町東長島字山本 1018 番 3	
	地 目（公簿／現況）	地 積（公簿／実測）	
	雑種地 / 宅地	389 m ² / 389.31 m ²	
法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	区域区分等	無（非線引き）
		用途地域	用途地域指定なし
		地域地区	なし
		建ぺい率	70%
		容 積 率	200%
		防火・準防火地域	指定なし
	その他	・都市計画区域内 ・土砂災害警戒区域外	
津波浸水想定		・津波ハザードマップの浸水予想区域内	
接面道路の状況		・町道山本 3 号線 ・幅員 約 4.0m～約 4.4m ・アスファルト舗装 ・構造：曲折部位 ・勾配：平坦	
供 給 処 理 施 設 の 状 況	電 気	引込配線 無	
	公営水道	引込管 有	
	公共下水道	未整備	
	都市ガス	未整備	
敷 地 の 概 況		・画地北部等土留め要する ・準三方路に接面 ・南西側道路後退（セットバック）要する	
交 通 接 近 公 共 施 設		・JR 紀勢本線「紀伊長島」駅まで約 1.0 km ・紀勢自動車道「紀伊長島」 I C まで約 800m ・紀北町立東小学校まで約 1.4 km ・紀北町立紀北中学校まで約 1.5 km ・紀北町役場まで約 950m	
財産 の 経 緯	・昭和 38 年度建築木造平屋建て 長島高等学校職員住宅として使用 ・平成 19 年度 解体 ・更地後の使用なし		

土地・建物に関する事項	・周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれません。 ・発掘調査、試掘調査等の措置の指示はされていません。よって、埋蔵文化財が現存することについては判明していません。 ・有害物質使用の形跡は認められず、土壤汚染が存在することを示す端緒は発見されていません。 ・現地調査での目視確認が可能な部分においては、地下埋設物は確認されていません。 ・赤羽川水系赤羽川洪水浸水想定区域内です。 ・画地北部等の土留めが必要です。 ・南西側道路の後退（セットバック）が必要です。 ・三重県景観計画区域内です。届け出が必要な行為及び規模については、三重県ホームページ内の三重県 景観：三重県景観計画に基づく届出制度から『三重県景観計画 届け出の手引き』を参照してください。（ページ検索 ID：000017351） ・画地北端部に庭木が残存しています。 ・電話柱、N T Tメタルケーブル及び光ケーブルは敷地外に設置されています。また、N T T光屋外線は敷地内上空に設置されています。
-------------	---

その他の注意事項

- (1) 物件調書の内容（図示や添付図面等がある場合はそれらを含む）は、購入希望者が現地を確認するうえでの参考資料です。お申込みの前には必ず現地を確認してください。また、物件調書の内容が現状と異なることがあれば、現状を優先します。
- (2) 物件調書の記載に関わらず、本物件（地中を含む）に存するもの全て（建物やフェンス、塀、柵等が存在する場合は、それら建物や工作物の全て、及び建物内外の物品の全て）を現状有姿で売却しますので、物件の引渡しはあるがままの状態で行います。
- (3) 物件調書に特段の記載がないものについての埋設物調査や土壤汚染状況調査は実施していません。
地下埋設物や土壤汚染等が発見されたとしても、県は一切責任を負いません。また、落札者は県に対して何らの請求もできません。
- (4) 地上又は地中の別に関わりなく、本物件に存するものを撤去等する場合は落札者の責任と費用負担で関連法規を遵守のうえ適切に処分等してください。県は一切責任を負いません。また、落札者は県に対して何らの請求もできません。
- (5) 土地の開発行為等（建築を含む）を行う場合には、都市計画法、建築基準法等のほか、市町の各種要領をはじめとする関連法規等を事前に確認するとともに、所管する関係機関と十分協議のうえ、関連法規等を遵守してください。一定規模以上の建築物の建設計画等に対しては、建築確認等法令手続きに入る前に、事前協議が必要になる場合があります。
- (6) 道路幅員は、原則として現況の幅員を表示しています。建物建築等に伴い必要となる道路後退や土地利用に必要な接道条件（幅員、連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- (7) 物件によっては、各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）が敷設されている場合がありますが、経年劣化による影響等は未確認であり、品質は保証できません。各種供給処理施設の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等につ

いては、県は対応しません。また、契約後は直ちに、各供給処理の管理者と協議のうえ、名義変更等の手続きをしてください。

- (8) 敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の取扱い、名義の変更等については、設置者又は管理者等と協議のうえ、手続きをしてください。県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは所管する関係機関(物件所在市町教育委員会等)にお問合わせください。)
- (10) 隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造等を行う場合の費用負担等について、県は対応しません。
- (11) 物件調書において個別の記載がある場合、その余の箇所について安全性の確保等を保証するものではありません。
- (12) 物件調書における記載の有無に関わらず、建築、開発行為のほか、土地利用において法令上の制限がないことを保証するものではありません。